

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29年ー5 (29.1.30)	福祉保健	<p>いわゆる整体・リフレクソロジー等に係る事業所における医師法等の遵守徹底及び国に対し関係法令・ガイドラインの整備を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 あんま、針、灸による人体への施術・治療については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条の3に基づき、それぞれ国家試験が行われ、その安全性や専門技術が担保されるよう制度設計がなされているところである。 一方、昨今、街中では60分2980円といった比較的安価な価格による整体やリフレクソロジー（主に足の裏の特定部位を押せば体の特定部位に変化が起こるという東洋医学の考えに基づき、疲労の改善などを図る民間療法をいう。）が多く存在し、彼らは社内的な研修制度はあるものの、無資格で行っている実態がある。筋骨神経など、作業療法士、理学療法士、医師、看護師には備わっている知識が無いまま行われ、また、代謝、臓器機関などに関する知識も欠如ないし不足したまま、「ここは心臓です。胃が悪い、腸が悪い。ここは胃腸にいい。」「目が疲れている。ここは目に効く」などと発言しながら「施術」をなすケースも多分に見受けられ、これらは「悪い」箇所を発見し、それに対して治療を行うという、本来医師法等によって禁止がなされるべき、無資格者による治療行為であるというべき事態も存在している。また、マッサージにはアロマオイルなども用いられるところ、治療の際に「〇〇に効く」などと発言しながらそれを用いることは、法律に違反する危険性も出てくる。 被治療者が安心して医学的知見に基づき治療を受けるためには、（ちょうど薬剤師の下位資格として登録販売者が置かれ、第3類及び第2類の医薬品を薬剤師等の監督のもとで販売できるとされたのと同様に）これら無資格者に対する研修制度が必要であるはずである。 実際、国民生活センターによれば、マッサージなどを受けて</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

		<p>「ろっ骨が折れた」といった相談や「腰をまっすぐにできないほど痛くなってしまった」という相談が、2007年度以降の5年間で825件も寄せられている。その半数近くが整体やカイロプラクティックでの施術だったそうである。</p> <p>県において、これら整体・マッサージ等における表示の実態を調査し、問題があれば是正を指導し、さらに国に対し、これらの問題について法律やガイドライン等の策定を求める意見書の提出をお願いしたい。加えて、消費生活センターにおいては、消費者に対する啓発活動も行っていたきたい。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>(1) 県において、いわゆる整体・リフレクソロジーにおいて、医師法等の違反行為はないか実態を調査し、問題があれば是正を指導すること。</p> <p>(2) 仮に問題がなくても、各事業所に対し関係法令の遵守を求める通知を行うこと。</p> <p>(3) 国に対し、整体・リフレクソロジー・カイロプラクティックなどの民間療法に係る法制度又はガイドラインの整備を求める意見書を提出すること。さらに、消費生活センターにおいては、消費者に対する啓発活動も行うこと。</p>	
--	--	---	--